

海岸保全施設等災害復旧事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、被災した海岸保全施設等の復旧を行う。

2 事業内容

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域のうち、農地の保全に係る海岸保全施設に係る災害復旧。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、農地の保全に係る地すべり防止施設に係る災害復旧。

堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設、排水施設、擁壁、土留工その他の地すべりを防止するための施設の復旧。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 採択要件：1箇所の工事費が、都道府県又は政令指定都市については120万円以上、その他の市町村については60万円以上のもの

4 補助率

内地 2/3、北海道・離島・奄美・沖縄 4/5

5 予算科目

(項) 農業施設災害復旧事業費

(目) 海岸保全施設等災害復旧事業費補助

6 平成19年度概算決定額

163,000(73,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】